

届の受理カードは『非侵入その他』という書き方だった。」と回答した。

(イ) 「審査請求人の母は平成〇〇年〇月〇〇日に入院したとあるが、審査請求人はどのように暮らしていたのか。」と質問したところ、「代理人にお金を借りて米と少しの食事を摂るようにした。電気代の支払いを処分庁の担当ケースワーカーに相談し関西電力に連絡してもらったが、関西電力も電気を止めるかどうか判断できない状況であった。」と回答した。代理人から、「貸した金額は〇〇〇〇円、食べる分だけである。」と補足があった。

(ウ) 警察の捜査状況について質問したところ、「家を調べてくれるように警察に連絡を入れたら、鍵やガラスが壊されていなければ調べない、と言われた。このことは処分庁の担当ケースワーカーにも話した。」と回答した。

ウ 代理人の陳述

侵入した状況が見られなかったら盗難ではない、鍵をかけていなくて泥棒に入られたら過失であり再支給は認められないということは、被害者が犯人のように扱われ、過失で家に入られたことは被害者の責任とする論建てであり、社会通念上おかしい。問答集では本人の過失は問われておらず、「事実をしっかりと把握したうえで支給すべき」と書いてある。お金がなくてどうやって暮らしていくかを考えるのが福祉行政の仕事であると思うことを強く述べたい。

エ 審査請求人の陳述

1ヶ月間苦勞した。母が入院したら社会福祉協議会の支援もストップした。被害にあった時に最低限の手当てをしてもらえるものがないのか。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施した口頭意見陳述における処分庁の主張の概要

(1) 審理員からの質問に対する処分庁の回答

ア 本件処分の判断理由について質問したところ、担当係長は、「担当ケースワーカーは、盗難の事実を確認するため審査請求人宅を訪ね、窓を割られた、鍵をこじ開けられたという想定のもとで行った。こうした形跡が無いこと、部屋が荒らされていなかったことから、盗難の事実として認めることができなかつたとしてケース診断会議に報告した。盗難の事実が確認できなかったので再支給の要件には当たらないこと、審査請求人から鍵を閉め忘れた可能性がある」と聞いたので払われるべき注意義務を怠ったということで却下した。」と回答した。

イ 『生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて』（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問16の答1の（2）の『その他不可抗力』も確認したということか。」と質問したところ、同係長は「そうである。」と回答した。

ウ 問答集の問10-16の答に『預貯金の状況を勘案した上で』と記されているが、預貯金、手持ち金などの状況をどのように確認したのか。」と質問したところ、担当ケースワーカーは「手持ち金は本人に聞いて確認し、預貯金は金融機関に照会をかけて当時の残高を確認した。食材は訪問して確認した。」と回答した。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、審査請求人は、保護費の再支給を求めて平成〇〇年〇月〇〇日に申請を行ったところ、処分庁は、審査請求人から事情を聴取し実地調査を行った上で、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の4に規定する支給要件には該当しないものと判断し、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、処分庁の盗難に関する判断及び保護費の再支給ができない理由が納得できない旨を主張する。

しかしながら、問答集問10-16の答のとおり、前渡しされた保護金品を失った場合、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではなく、局長通知第10の4に規定されているところは特定の場合の取扱いを示したものにすぎないとされ、その特定の場合とは、災害、または盗難、強奪その他不可抗力であり、盗難、強奪の認定については警察に被害届を出すこと、また、その他不可抗力の認定にあたっては、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず遺失したということの挙証が求められている。

まず、盗難についてみると、確かに、審査請求人は警察署に盗難届を出しているものの、他に盗難の事実が確認できる客観的証拠はなく、処分庁が実地調査を行った上で盗難の事実があったと認められないと判断したことは違法又は不当とまではいえない。

次に、遺失については、審査請求人は鍵を閉め忘れた可能性について言及し

ており、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたものと認めることは困難である。

また、処分庁は、審査請求人からの相談に対し、実地調査を行い審査請求人世帯の状況を確認していたことが認められ、喫緊に必要であった審査請求人の母の通院交通費の措置を行った上で本件処分を行っていることから、処分庁が、局長通知第10の4に規定する支給要件には該当しないと判断し本件処分を行ったことは、違法又は不当とはいえない。

第5 調査審議の経過

平成29年2月14日	諮問の受付
平成29年2月15日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月6日 口頭意見陳述申立期限：3月6日
平成29年3月21日	第1回審議
平成29年3月24日	処分庁に対する主張書面等の求め 4月10日受領
平成29年4月11日	第2回審議
平成29年4月19日	第3回審議

第6 審査会の判断

1 前提事実

審査庁から提出された諮問書（審理員意見書、事件記録等）、及び本審査会が行った文書照会に対する処分庁の回答（平成29年4月5日付）（以下これらを「本件記録」という）からは、以下の事実が認められる。

処分庁は、平成〇〇年〇月〇日に審査請求人から同月分の保護費を盗まれたという電話での相談を受け、同日の〇〇警察署への事実の確認、同月〇〇日の処分庁での審査請求人からの聞き取り、翌〇〇日の家庭訪問による実地調査等をつうじて調査を行った。その結果、同日のケース診断会議で、窓ガラスを割られた、鍵をこじ開けられたといった形跡がなく、部屋の中も荒らされていないことを理由に、前渡しされた保護費の再支給の要件を示す局長通知第10の4に照らして、同通知のいう「盗難」の事実を認めることができないとみて本件は再支給の要件に該当しないと判断し、同月〇〇日付の審査請求人の再支給申請に対して〇〇日付で本件処分を行った。その通知書には、本件処分の理由として、上記理由に加えて、審査請求人がドアに施錠をしておらず注意義務等を怠っていたと判断し、局長通知にいう「不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」に該当しないことも付記されている。

これに対して審査請求人は、注意義務云々ではなく盗難被害にあった事実を

もって支給するのが本当の処分庁の対応だと思う、警察もお金が無くなった事実を認め、証明も出しているのに、侵入した形跡がないから盗難事件ではないという処分庁の判断に憤りを感じる、鍵をかけてなくて泥棒に入られたら過失であり再支給は認められないということは社会通念上おかしい等と主張する。

2 判断

たしかに、審査請求人は平成〇〇年〇月〇日に〇〇警察署に盗難届を出し、翌〇日に同月分の保護費を盗まれたと処分庁に相談しており、同日に処分庁は、〇〇警察署が捜査依頼を受理していることを確認している。しかし他方で、同年〇〇月〇〇日に実施された口頭意見陳述で審査請求人は警察の捜査状況に関する審理員の質問に対し、家を調べてくれるように警察に連絡を入れたら、鍵やガラスが壊されていないければ調べない、このことは処分庁の担当ケースワーカーにも話した旨回答している。

ところで、前渡しされた保護費の再支給の要件について、法はこれを規定せず、局長通知第10の4の(2)が「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」と定めるにすぎないが、再支給が例外的措置であり、客観的基準によるべきであることを踏まえると、再支給の要件として「盗難」又は「不可抗力」を要件として定める局長通知、並びに、盗難の事実確定に客観的指標を求めることに一定の合理性が認められることは否定できない。そのうえ本件では、審査請求人と処分庁の間で、当該要件への該当性が争点となっている。審査請求人の主張するように、盗難という事実をもって支給するというのが局長通知第10の4の(2)の趣旨であると解されるものの、審査請求人の主張する盗難事件について警察機関が捜査を行っていないため、本審査会は本件記録を手がかりに盗難の事実を認定するほかないが、本件記録から盗難があったことを認めるに足りる客観的な証拠を見出すことができない。また、審査請求人が不可抗力により前渡保護金品等を失ったという事実を認定することも、本件記録からは困難であると言わなければならない。

従って、処分庁が局長通知第10の4の(2)の要件に該当しないことを理由に本件処分を行ったことについて、これを不合理であるとまで断じることにはできない。それゆえ、本件処分は違法又は不当ではなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第7 付言

本件審査請求に関する本審査会の結論は以上の通りであるが、審査請求人世帯への処分庁の対応には、看過することのできない重大な問題のあることが認められる。そのため、以下、これを指摘するとともに、処分庁は今後同様のケースが生じた場合にその対応を改善するよう強く求めるものである。

第1に、処分庁が盗難の有無を判断するにあたって、もっぱら、鍵をこじ開けられたり、窓ガラスを割られたりした、また部屋を荒らされたか否かを基準としている点に問題が認められる。審査請求人が「鍵やガラスを壊して侵入した形跡が見られないため盗難ではないという処分庁の判断に憤りを感じる。最近のプロの泥棒はドアや窓ガラスを壊さなくても侵入できる。」と主張するように、今日ではこうした形跡を残さない巧妙な手口による盗難犯罪が少なくないことから、このような現状を考慮していない処分庁の判断基準については、以下に述べるような方向で、今後見直しを検討すべきである。

すなわち、犯罪捜査機関ではない保護実施機関の調査能力には限界があるものの、明らかに犯罪が行われたことを示すような形跡を残さない盗難であっても再支給の要件である盗難の事実を認定できるように、盗難を主張する被保護者から詳しく事情を聴取して警察機関の捜査につなげる支援を行うことと同時に、保護実施機関が警察機関と連携協力を図ることによって盗難の事実をより容易に認定できるように、処分庁の現行の判断基準を現状に即して改めることが求められる。

第2に、処分庁は、本件処分をするに際して、審査請求人の母が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇あるため〇月〇〇日に同月分の通院移送費を支給する対応は行っているものの、審査請求人が翌月分の保護費支給まで生活を維持できるようにするための配慮及び支援が極めて不十分であったと言わざるを得ない。

処分庁は、本件処分をする時点で、審査請求人世帯のライフラインであるガス供給が同月〇〇日に、送電が〇〇日に停止される見込みであること、審査請求人の所持金が〇〇円であること、及び〇月〇〇日の家庭訪問により残っている食材が米5kgその他であること（これらは一日当たりの標準摂取カロリーに不足するとみられる）を確認していた。また、処分庁は、同月〇日に〇〇〇社会福祉協議会から審査請求人が大阪府社会福祉協議会の実施する生活困窮者レスキュー事業の利用申し込みをして同日に少量のレトルト食品を渡された旨の電話連絡を受け、〇〇日に同事業の担当者に請求人世帯の状況を説明し、同担当者と審査請求人が後日面談する約束をしたことを確認したものの、〇〇日に母が入院したことにより同事業が終了したことを処分庁は認識していたとみられる。さらに、処分庁は〇〇日付で金融機関に対して審査請求人世帯の預貯金の照会を行い、〇〇日頃に受けた回答によって同世帯の預貯金口座の残高がわずかに〇〇〇円に満たないことを認識していた。

本件で処分庁は、以上の事実を認識していたにもかかわらず、本件処分後に審査請求人がどのように生活しているのか、その状況を十分に把握していないとみられる。本件処分当時、審査請求人の困窮状況からすれば、場合によっては生存が危うくなるおそれも予測し得たのであるから、本件処分後も審査請求

人の生活状況について慎重に見守りを行うことが必要であった。

そもそも処分庁は、本件のような事案で再支給申請を却下する場合、被保護世帯の預貯金、手持ち金その他生活状況を詳細かつ十分に調査して、次月の保護費支給までの期間中どのようにして最低限度の生活を維持できるかについての見通し又は処遇方針を立てることが必要となる。そのうえで、却下した後もなお、家庭訪問を行い、また社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携協力等を図ることによって、被保護世帯に対する見守りを継続することが求められ、さらに急迫した事由が認められる場合には、迅速に法第4条第3項に基づく急迫保護等を実施することが要請される。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子